

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係

7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月、12年8月から同年9月までの期間、同年11月から13年1月までの期間、同年3月から同年6月までの期間、同年8月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年2月
② 平成12年8月から同年9月まで
③ 平成12年11月から13年1月まで
④ 平成13年3月から同年6月まで
⑤ 平成13年8月
⑥ 平成13年11月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の未納期間を解消するため平成16年1月14日に、保険料として全額38万5,700円をA社会保険事務局B事務所（当時）に納付し、領収書を受け取った。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が未納保険料を一括納付したとする平成16年1月14日時点では、申立期間①から⑥までの保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、平成13年12月から15年7月までの間（平成14年1月及び同年10月を除く。）の18か月分の未納保険料を16年1月14日に一括納付していることがオンライン記録により確認できるものの、その保険料額は23万9,400円であることが日本年金機構C年金事務所保管の「領収（納付受託）

控」によって確認でき、申立人の主張する納付額 38 万 5,700 円とは相違している。

さらに、申立期間は全て平成 11 年 2 月以降であり、基礎年金番号が導入された 9 年 1 月以降は年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっている上、申立人が未納保険料を一括納付したとする 16 年 1 月 14 日は、国による保険料の直接収納が開始された 14 年 4 月以降であることから、更にその可能性は低くなった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月及び同年6月

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

平成2年4月30日にA病院を退職した後、申立期間当時は無職で収入は無く、妻は第二子を妊娠中だったため、祖母から80万円を借りて、妻と長女と一緒にB社会保険事務所(当時)に直接出向き、2か月分の保険料として4万円ぐらいを払った記憶がある。

それにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の国民年金関係欄には、国民年金手帳記号番号が記載されておらず、申立人は、「現在所持している年金手帳以外受け取ったことは無い。」としている上、オンライン記録においても同番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料納付について、「平成2年5月から同年7月までの間に、B社会保険事務所の窓口において4万円ぐらいを納付した。」としているところ、この当時は、現年度保険料をB社会保険事務所において納付することができない。

さらに、全国健康保険協会C支部の回答によれば、申立人は、健康保険の任意継続被保険者資格を平成2年5月1日に取得し、かつ、同年7月24日に喪失し、その間に保険料として月額1万1,928円を納付していたことが確認でき

ることから、申立人は、B社会保険事務所において、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難く、健康保険の任意継続保険料を納付していたものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 2 月までの期間及び平成元年 7 月から 4 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月から同年 2 月まで
② 平成元年 7 月から 4 年 6 月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は申立期間当時、友人と国民年金のことについて話したところ、「老後になってもらえるかどうか分からないから納付していない。」と聞いたので、私も保険料納付を怠っていた。その後、当時住んでいた A 県 B 区役所から督促のハガキや電話で納付を促されたので、保険料を 2 回又は 3 回に分けて 1 回につき 10 万円くらいを同区役所において納付したはずである。

領収書等はないが、納付したのは間違いなく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人が C 市に居住していた平成 6 年 12 月 19 日に婚姻後の名字で払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、申立期間①及び②の期間が記載されているものの、C 市のゴム印が押されている上、オンライン記録により、申立期間①及び②の資格取得及び資格喪失記録が平成 7 年 4 月 4 日に入力処理されていることから、申立期間①及び②当時は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと

考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から63年6月までの期間及び平成元年4月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月から63年6月まで
② 平成元年4月から7年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納のままとなっていた。

申立期間①の保険料は、私自身がA市役所において国民年金の加入手続を行った際に、遡って納付できる期間の保険料額を計算してもらい、後日、同市役所において約20万円を納付した。

申立期間②の保険料は、当初、B県C区Dにあった区役所の出張所で納付をしていたが、その後、E銀行F支店からの口座引落により納付した。

申立期間の領収証や預金通帳はないが、まじめに納付をしてきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和63年11月25日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①の保険料は現年度納付及び過年度納付が可能であったものの、オンライン記録により、同年7月から平成元年3月までの期間が申請免除期間とされていることから、申立期間①の保険料が納付されたとは考え難い。

2 申立人は、申立期間②の保険料について、「A市役所発行の納付書を使い、B県C区役所において保険料を納付した。」としているが、申立期間当時は、

納付書を発行した市区町村役場及びその市区町村役場が指定した金融機関以外で国民年金保険料を納付することができなかったことから、申立人の主張する納付方法で申立期間②の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、「E銀行F支店（現在は、G銀行F支店）の口座から引き落とし手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。」としているが、G銀行F支店は、「国民年金の口座振替が行われていた事実は確認できるものの、申立人の普通預金口座が開設されたのは、平成5年3月30日である。」と回答していることから、申立期間②の大部分は口座振替により保険料を納付することができない上、オンライン記録により、平成7年4月から8年3月までの保険料が9年5月7日に過年度納付され、8年4月から9年4月までの保険料が9年4月に現年度一括納付されていることが確認できることから、申立期間②の保険料が口座振替によって納付されていたとは考え難い。

- 3 氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年6月から15年7月までの期間、15年11月及び16年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月から15年7月まで
② 平成15年11月
③ 平成16年1月

平成17年にA市へ転居後、年金相談センターで年金記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納であると知った。

平成3年から国民年金保険料を納付していなかったが、申立期間当時交際していた現在の妻から、国民年金保険料を払ってほしいと言われ、納付を開始した。納付金額は、区役所の職員と相談し、毎月払える金額として約3万円を納付した。

保険料納付を再開した時期は不明であるが、納付を再開してからは未納は無いはずであり、申立期間の記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、自身がB県C区に居住していた平成3年11月頃に払い出されたものと推認でき、その後、14年5月の保険料が16年6月27日に納付されたことが確認できるものの、申立期間①の保険料が納付された形跡はうかがえない。

また、申立人は、申立期間①直後の期間の「納付書・領収（納付受託）証書」を合計10枚所持しており、そのうち、平成18年1月12日に申立期間②の保険料を金融機関の窓口において納付したことが確認できるものの、この時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することができず、その結果、15年12月の保険料として充当処理されていることがオンライン記録により確認できる上、申立人が所持する10枚の「納付書・領収（納付受託）証書」によっては、申立期間③の保険料を納付した事実は確認できない。

さらに、申立人が勤務していた事業所において保管されていた「平成 16 年分の給与所得者保険料控除申告書」の社会保険料控除欄及び「平成 17 年分及び 18 年分の給与所得の源泉徴収票」の国民年金保険料等の金額欄には、国民年金保険料額が記載され、その金額の中には、申立人が所持する 10 枚の「納付書・領収（納付受託）証書」の金額が全て含まれていることから、申立人は年末調整を適切に行っていることが認められ、年末調整を適切に行っていた申立人が、保険料を納付した期間を控除申告しないのは不自然であることから、申立期間の保険料を納付していなかったことがうかがわれる。

加えて、申立期間は、平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録管理事務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が低くなる頃である上、14 年 4 月からは、国による保険料の直接収納が始まったことにより、更にその可能性は低くなった。

その上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未納とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和53年10月に勤めていた会社を退職する際、事務の職員から市役所で国民年金の加入手続をするように言われて、退職後すぐにA市役所(現在は、B市C区役所)において加入手続を行った。

保険料納付については、会社を退職後1か月又は2か月分の国民年金保険料を母に渡して払いに行ってもらったが、その母からは「払い忘れると悪いので、6か月分の保険料を市役所で払ってきた。」と聞き、母が立て替えて納付してくれた保険料の差額分を、後日、母に返済したことを記憶している。

保険料を納付したことは間違いないので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に居住していたA市の市役所において、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、B市に居住していた平成5年7月末から同年8月初旬にかけて払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記号番号欄には、昭和56年7月に設置されたD社会保険事務所(当時)のゴム印が押されており、住所欄には、平成3年10月15日に転居したB市の住所が記載されている上、申立人は、「これまで受け取った年金手帳は、現在所持している1冊だけである。」と

していることから、申立期間当時は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成3年1月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私が20歳になったとき、亡くなった父が国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の保険料は、父名義のA信用金庫B支店の普通預金口座から、家族の分と合わせて口座振替により納付していたと生前聞いていたにもかかわらず、同居家族の保険料が納付済みとされているのに私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は、既に亡くなっているため加入状況及び納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成5年3月頃に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立期間直後の3年2月から4年3月までの保険料が過年度納付され、同年4月から5年2月までの保険料が現年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をその父名義のA信用金庫B支店の普通預金口座から、家族の分と合わせて口座振替により納付していたとしているが、同信用金庫B支店から提出された取引明細によると、申立期間において申立人及び同居家族の国民年金保険料が口座振替された記録が確認できない。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。